

平成 30 年 6 月 14 日
住宅局 建築指導課

回収骨材を使用したコンクリートが 大臣認定を受けることなく使用できるようになります！

国土交通省は、回収骨材^{※1}を使用したコンクリートについて、建築基準法に基づく大臣認定を受けることなく建築物の基礎や主要構造部等に使用できるよう、告示^{※2}を改正し、本日、公布・施行しました。

※1 自工場から出荷後、使用されなかった戻りコンクリートから骨材（砂や砂利等）を洗浄し回収したもの

※2 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成 12 年建設省告示第 1446 号）

1. 改正の背景

建築物の基礎や主要構造部などに用いる木材、鋼材、コンクリートなどの建築材料で、国土交通大臣が告示で定める建築材料（指定建築材料）については、国土交通大臣が告示で指定する JIS（日本工業規格）等に適合するか、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。（建築基準法第 37 条）

コンクリートが適合すべき品質に関する規格として、JIS A5308（レディーミクストコンクリート^{※3}）-2014 が定められています。この JIS 規格のうち回収骨材に関する規定については、建築材料として使用する場合における管理方法等の知見が得られていなかったことから、国土交通大臣の告示では適用を除外し、回収骨材を使用する場合には個別に国土交通大臣の認定を受ける必要がありました。

今般、国土交通省において、JIS A5308-2014 に従い品質管理された回収骨材を使用したコンクリートについて、建築物に使用することに問題ないことが確認されました^{※4}。

※3 工場でセメント、骨材（砂や砂利等）、水などを配合して製造し、打設現場まで運搬されるコンクリート

※4 平成 29 年度建築基準整備促進事業「S23 建築材料における回収骨材の使用に関する検討」の成果概要を参照
➤ 国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/common/001234634.pdf>

2. 改正の内容（詳細は別紙 1，別紙 2 を参照）

国土交通大臣の告示において、コンクリートが適合すべき品質に関する規格 JIS A5308-2014 のうち、回収骨材を使用したコンクリートを除外する規定を削除します。

これにより、回収骨材を使用したコンクリートで JIS に適合したものは、個別に大臣認定を受けることなく、建築材料に使用できることとなり、リサイクルによる環境負荷の低減が図られます。

【問い合わせ先】

国土交通省 住宅局 建築指導課 井上・中村

電話：03-5253-8111（39549、39528）、03-5253-8514（直通） Fax：03-5253-1630